

暮らしの法律ナビ

相続制度の
改正案について
No.57

法務省が中心となり相

続制度の改正案が検討さ
れている。同制度は昭和
55年以来大きな見直しは
されておらず、その間に
高齢化社会、晩婚化、非婚
化、再婚家庭の増加等社
会は大きく変化してきた。
主な改正案を紹介する。

①配偶者の居住権を保護

する方策→故人と居住し
てきた自宅に引き続き居
住できる権利を創設す

②配偶者の相続割合

の見直し→婚姻期間が長
期で故人の財産形成又は
維持に貢献している者を
保護。③自筆証書遺言の
方式緩和→全て自筆でな
くとも一部代筆やパソコン
等で作成可能にする。

④遺留分制度の見直し↓

原則金銭で精算するもの
とし、例外的に現物を返
還する。⑤故人の療養看
護に努めた親族の貢献を
考慮する方策→全く療養
看護しなかった相続人と
の不公平感を考慮し新た
な権利を創設する等が提
示されている。

重要な法改正なので皆
様も注視して下さい。

**遺言・相続 成年後見
債務整理・破産 離婚 他**

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎ 079-561-2050

tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>